# 堺市立竹城台東小学校 いじめ防止基本方針

# 1. いじめの防止等に関する本校の基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、市(教育委員会含む)、学校、家庭や地域、関係機関などとの連携のもと取り組むものとする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、子どもの感じる被害性に着目し、判断する。

#### 【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネットを通じて、誹謗・中傷や嫌なことをされる。

#### ※法律上のいじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### |2. いじめの未然防止について

いじめは、どの子どもにも、またどの場所でも起こりうることであり、どの子どもも被害者だけでなく加害者になることも考えられる。また、「目につきにくい」とされる「暴力を伴わないいじめ」については、発見してからの対応では遅いことも考えられる。これらの観点から、いじめに関する事前の働きかけは最も合理的で効果的なものであり、あらゆる可能性を考えて、全職員が共通理解した未然防止の取り組みを年間を通じて計画的に行っていく必要がある。

未然防止の基本的な考え方としては、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。日々の学校生活の改善から、子どもたちが居場所を感じ、集団の一員としての自覚や自信をつけることで、いじめの背景の一つであるストレス(※1)から解放され、互いに存在を認め合えるいじめのない学校となる。

つまり大切なことは、規律・学力・自己有用感の向上である。

- 全職員の共通理解のもとに進める系統的な学習規律指導
- ・全ての子どもが参加・活躍できる、わかる授業づくり
- ・いじめ防止活動を含め、主体的に考えることができる児童集団の育成
- ・学年を超えての集団を構築できる異学年交流などの特別活動の充実
- ・ストレスを生まない学校づくりとともに、ストレスに負けない児童の育成
- ・子ども理解や、発達障害等を含む障害に関する教員研修の充実

※1 これまでの調査から、友人関係や勉強に関することがストレッサー(ストレス症状をもたらす要因) となって、いじめに結びつきやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることが分かっている。また、 人に負けたくないという過度の競争意識がストレッサーを一層強く感じさせることも分かっている。

# 3. いじめの早期発見について

いじめの早期発見の基本的な考え方

- ①児童のささいな変化に気づくこと
- ②気づいた情報を確実に共有すること
- ③ (情報に基づき) 速やかに対応すること

いじめは、周囲の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びを装って行われたりする。そのような行為を目にした時は、その場で行為を止めることが大事である。さらに、児童のささいな変化であっても早い段階から的確に関わりを持ち、全職員で共通理解を図りながら積極的にいじめを認知していく必要がある。また、保護者や地域・関係機関とも日常的に連携し、情報共有に努める。

いじめの早期発見のために

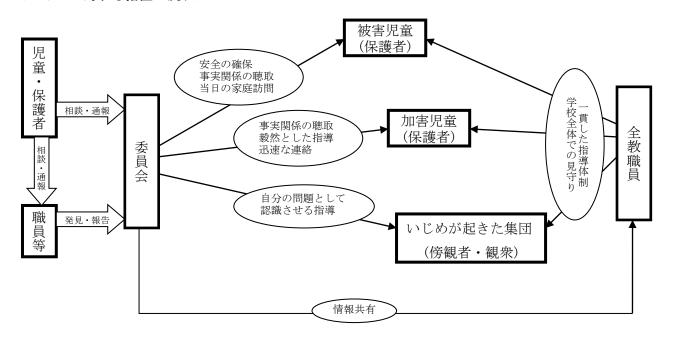
- ・学期に一回の定期的なアンケートおよび、教育相談の実施。
- 電話相談窓口の周知

など、児童がいじめを訴えやすい環境づくりを整えていく。

# 4. いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会(6項目参照)に報告し、学校の組織的な対応につなげ、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮のもとに適切に毅然とした態度で指導する。その際は、警察との連携による措置も含め、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上など、児童の人格の形成を中心とした指導を大切にする。また、これらの対応については、全教職員による共通理解や保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、細心の注意を払った上で取り組む。被害児童の心身のケアだけでなく、加害児童への指導、保護者への連絡なども継続的に行っていく。

<いじめに対する措置の流れ>



# 5. ネット上のトラブル対応について

本校では、携帯電話の学校への持参も原則的に禁止している。しかし、携帯に対する保護者の意識も多様化し、 また防犯上の理由からも児童の携帯所持率は上がっている。

ネット上のトラブルについては、保護者での対応が基本であると考えるが、トラブルの未然防止およびインターネットモラルの向上のためにも、状況を見ながら、ケイタイ安全教室等を開催していく。また、児童に対して「持たない・持たせない」ことより「正しく使う」情報モラルの指導を中心に取り組んでいく。さらに、相談窓口の周知等も行う。

# 6. いじめの防止等の対策のための組織について

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者と連携し、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの防止等の対策のための組織構成は、

校長・教頭・教務・生徒指導主任・いじめ対応担当・担任・専科・養護教諭とし、校内いじめ対策委員会とする。 この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

#### <組織の役割>

- ・当方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、および共有
- ・いじめやその疑いがある事象発生時の迅速かつ組織的な対応
- ・いじめの防止等の取組について、\*R-PDCAサイクルで検証や、校内研修の実施

《\*R-PDCAサイクル・・R(実態把握)-P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)》

### |7. 「いじめ解消」について|

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件について考慮し判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
  - いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月間継続していること。
- ②被害にあった子どもが心身の苦痛を感じていないこと

被害にあった子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害にあった本人及 び保護者に対し、面談等により確認する。

## 8. いじめの防止等の対策への評価について

学校評価および教員評価については、児童・保護者・教員対象の教育アンケートをもとに評価を行う。

- ・学校評価においては、いじめの有無や、いじめの件数を評価するのでなく、問題を隠さない姿勢や、いじめの実態把握・その対応が適切に行われるような目標の設定、およびその目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校はその評価結果を踏まえ、改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。日ごろからの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが生じた際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

## 9. 重大事態への対処について

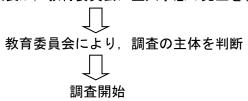
いじめにより重大事態が発生した場合は、速やかに調査組織(第三者を含む)を設け、対処と今後の発生防止のために適切な調査を行わなければならない。また、調査は学校主体と、教育委員会主体に分けられる。

重大事態とは・・・①いじめまたはその疑いにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が 生じたとき。

②いじめまたはその疑いにより、児童が相当の期間学校を欠席したとき。

# 重大事態の発生

学校長が,教育委員会に重大事態の発生を報告



【学校が調査主体の場合】 (教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる)

### ●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

・組織については、既存のいじめ対応組織に加え、公平性・中立性を確保するために、専門的 知識を有した第三者が参加する。(弁護士や心理・福祉の専門家など)

# ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、質問紙や直接の聞き取りなどで可能な限り明確にする。この際、 因果関係の特定は急がない。客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・学校や関係者は、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

#### ●いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供

- ・明らかとなった事実は、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報を提供する。
- ・個人情報に十分配慮し、その後の児童らの社会生活を阻害することがないようにする。 ただし、情報保護を盾にした説明不足があってはならないことに留意する。
- 質問紙などの回答は、情報提供される場合があることを、調査に先行して説明する。

## ●調査結果を教育委員会に報告

・いじめを受けた児童および保護者が希望する場合は、その所見を調査結果に添える。

#### ●調査結果を踏まえた必要な措置

・学校は、被害児童の安全と加害児童への適切な指導、さらには再発防止に向けた取組を行う。

## 【教育委員会が調査主体の場合】

●教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

# いじめ防止に関する年間指導計画(令和7年度)

月	学校行事等	いじめ防止に関する取組	教科等と の関連	担当者等	連携する外部専門家等(市
4	入学式・始業式 身体測定	校内いじめ対策委員会(~3月) 登校指導	特活	生指主任養護教諭	教委含む) SC SSW
5	内科検診 体育大会 たてわり活動		体育	養護教諭 担当学年	
6	教育相談① スポーツテスト 学校水泳 オープンスクール たてわり活動	いじめアンケート①	道徳	生指主任 人権主担 担当学年	
7	個人懇談会① 終業式	平和学習週間 一斉登校指導 いじめ防止に関する研修① (1学期点検・評価)	国語	人権主担 保健主事 生指主任 担当学年	
8	夏季休業 始業式	特別支援教育研修 登校指導		特別支援コー ディネーター	
9	身体測定 たてわり活動	非行防止教室(5・6年)	道徳	担当学年 保健主事 生指主任 担当学年	警察署等
10	たてわり活動		総合 体育	担当学年	
11	校外学習 教育相談② たてわり活動	にんげん学習交流会(6年) いじめアンケート② CAP プログラム(5年)	道徳音楽	体育主任 人権主担 生指主任 担当学年	CAP センター・ JAPAN (子ども への暴力防止 プログラム)
12	個人懇談会② 終業式	いじめ防止に関する研修② (2学期点検・評価)		生指主任 担当学年	
1	始業式 たてわり活動	登校指導		保健主事 担当学年	
2	感謝の会 教育相談③ たてわり活動	教員評価 いじめアンケート③ 薬物乱用防止教室	道徳 道徳 保健	管理職 生指主任 担当学年	
3	卒業式 修了式	学校評価 感謝の会 いじめ防止に関する研修③ (年間の検証・修正)		管理職 児童会担当 生指主任 人権主担 担当学年	